

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

学校保健安全法の規定による「学校において予防すべき感染症」は、感染の可能性がある場合、あるいは罹患している場合は、出席停止の措置をとることになっています。

下表の感染症にかかった場合には、医師の指示に従い静養し、速やかに大学に連絡して下さい。通学が可能になりましたら、医師に治癒証明(登校許可)書を発行してもらい、学生課に提出して下さい。

医療機関の用紙に代えることも可能ですが、疾患名と出席停止期間を明記してもらって下さい。

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 *その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

(学校保健安全法施行規則18条・19条)

主治医殿

治癒証明(登校許可)書の記入について (ご依頼)

「学校において予防すべき感染症」に罹患しました本学学生について、下記証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

高千穂大学 学生課
TEL 03-3313-0145

治癒証明 (登校許可) 書

学籍番号 _____ 氏名 _____

1. 疾患名 (該当する感染症名に○)

インフルエンザ (A型・B型・その他 ()) 風疹 麻疹 結核 流行性耳下腺炎
百日咳 水痘 咽頭結膜熱 腸管出血性大腸菌感染症 その他 ()

2. 出席停止期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

上記の疾患は、他に感染のおそれがないので、登校に支障がないことを認めます。

年 月 日

医療機関名

電話番号

医師名

印

※学生はこの証明書を、治癒後の登校から1週間以内に学生課に提出すること。
※この情報は本学関係者のみで共有し、原則として第三者には開示しません。
ただし、緊急を要する場合、法令に基づく場合等の必要がある場合などで本人の同意を得ることが困難なときには、第三者に開示することがあります。